

意見書

令和5年11月14日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和5年11月14日に開催した令和5年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業6箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

6番 しゅようちほうどうすずかかんじょうせん いそやま 主要地方道鈴鹿環状線 (磯山バイパスⅡ期工区)

6番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、6番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 道路事業【再評価対象事業】

7番 いっばんこくどう ごう かただ 一般国道163号 (片田バイパス3工区)

7番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、7番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 道路事業【再評価対象事業】

8番 いっばんこくどう ごう おくたてかわ 一般国道368号 (奥立川)

8番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、8番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 道路事業【再評価対象事業】

9番 しゅようちほうどうかめやまはくさんせん こうく 主要地方道亀山白山線 (3工区)

9番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、9番については継続審議とする。次回は走行経費減少便益の算出根拠について再度説明されたい。

(5) 道路事業【再評価対象事業】

11番 いっぽんこくどう ごう ふなこし 一般国道260号 (船越)

11番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、11番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(6) 道路事業【再評価対象事業】

13番 いっぽんこくどう ごう しもししこ 一般国道422号 (下地志子)

13番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、13番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。